琉球大学学術リポジトリ

原稿： 『植民及植民政策』第十章 植民政策の概念

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2018-04-16
	キーワード (Ja): 矢内原忠雄
	キーワード (En): Yanaihara Tadao
	作成者: 矢内原, 忠雄
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38370

矢内原忠雄文庫

史　料　名	原稿『植民及植民政策』第十章 植民政策の概念 （植367～386、387～414）
封筒番号	467
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 21 日
撮　影　者	富士写真フイルム　株式会社
備　　考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 467

史料名	原稿『植民及植民政策』第十章 植民政策の概念（植367～386、387～414）
資料形態	B4原稿用紙／2綴り
枚　数	48
頁　数	48
縦（cm）	
横（cm）	
厚さ(cm)	
書誌的事項	植民 今泉分類記号： Y

由来社会的な自

人の行為は「見えざる手」に導かれ、「摂理」の中にあるものであると（の自然神学的宣伝）比較される自然法性の近代の哲学的根拠も考察するものであった。又

「人類は彼等の社会的生産に於て、一定の必然的、彼等の意志より独立したる関係に、即ち彼等の物質的生産力の一定の発展段に適応する所の生産関係に入り込むものである」[1]

と唯物史観の公式はマルクスの階級闘争の主張の哲学的基礎であった。単に

王の意志より独立に一定の国体に依りて処置せ

と知りとせば人の社会的活動は「摂理」若くは「彼

1) Marx, K. Zur Kritik der Politischen Oekonomie. 序文.
（河上肇、唯物史観研究. P.6. の譯による）

丸之の社会的行為は人格の高調と同じく行はる。

固也に於て~~も~~~~超越~~~~ることも得ない~~~~。~~ 之に也ら求別の必要より出づ、飛理若くは生活(生存)関係の範疇

移動せらる。 社會的道徳は客観的には社会性

なるのみならず、他の道徳は個人的秩序と以て

。社会的道徳はその事実の傍観的判断の対象と

思ふに人間の社会的生活は個人生活である

以必然に属する従来固執の現はる。

らぬならが。 こゝにて亦人の意志の自由及

ゝ 必然的、倫理的、機械的のものと比較

ゐ一つの社会的行為は人格の高調と同じく行は

ゐ一もつとちつから、主観的には個人利益と

伴なものであり、則ち意志は環境的必然の範囲内

に於て自由である。

即ち社会的活動をなすに当り如何にせば最大の価値を獲得するか、換言すれば

その設定したる特定の目的に對し最も合目的なる手段は何たるかの観念を伴ふ。

これ政策が一の社会的事實として存在する所以である。

~~換言せば社会現象の必然に基く一の法則~~

~~自然法則~~

~~自然法則~~

~~である~~

~~生存に伴ふ。~~ 換言すれば同一個人利益に

~~である~~

~~ゐ。~~

~~我が社会~~

~~以上世界~~

~~世界~~

~~世界~~

是さて考へる一片の左目的なる社会的の意識

~~然~~ 千些の内に換言すれば必然である。

植民政策の内容は、植民地（實質的或は形式的）の設立及び維持に關するものと、植民地に於ける活動に關するものとあり。植民地を所有すること

社會弱の生活にとり如何なる價値を有するや、植民地の經營及び植民地に於て行る社會的活動の如何に因りては如何なる方面の益も伴ふ

の生活に自覺的に大きな影響を及ぼし。殊に植民地の放棄又は獨立もまた

内閣たる以上、植民地の獨立もまた植民地その維持に關する他利害が植民政策の

之に伴まる、もと解すべきである。

~~但、「植民地が之を獲得する利益と呼ぶ程~~

國民の本能が彼等をして移住せしめ、植民せしめ、併合せしめたる場合に、彼等は植民地を形成すべきものとなかつたとか、或は植民地や屬領を既に有するならば、他人の之を拋棄すべきものである

と、植民地の生活に於ける利害關係は、他人の計畫に對して干渉

Lucas, Introduction to Brit. Government & Dependencies.

P. 111

政策の主體たる者は蓋し國家や公私團體の政策といへども、個人の發意によりて成立し、その實行も個人の行爲によるのであるが、發意又は實行は政策そのものとは異る。政策は社會的なる意識的干與である。その干與が政策の客體について社會的效果を與ふるのみならず、政策の主體についても社會的意義を有しなければならぬ。干與それ自體が社會的、團體的干與たるを要するものと解す。

政策の主體

故に政策の主体は特定社会群(地方団)の例と雖も、其の中住民る社会群(地方団)との関係に在すること、個人は政策の主體たるを得ざるも、蓋し國家や公私團體の政策といへども、個人の發意によりて成立し、その實行も個人の行爲によるのであるが、發意又は實行は政策そのものとは異る。政策は社會的なる意識的干與である。その干與が政策の客體について社會的效果を與ふるのみならず、政策の主體についても社會的意義を有しなければならぬ。干與それ自體が社會的、團體的干與たるを要するものと解す。

政策の主体は特定社会群(地方団)の例と雖も、其の中住民る社会群(地方団)との関係に在すること、個人は政策の主體たるを得ざるも、蓋し國家や公私團體の政策といへども、個人の發意によりて成立し、その實行も個人の行爲によるのであるが、發意又は實行は政策そのものとは異る。政策は社會的なる意識的干與である。その干與が政策の客體について社會的效果を與ふるのみならず、政策の主體についても社會的意義を有しなければならぬ。干與それ自體が社會的、團體的干與たるを要するものと解す。

4

植民政策の性質は植民地から見た植民者の強弱及び本国の強弱に基づく。植民者の強弱は植民地の人口の多少にもよるが、植民地の人口の多少にも植民者の勢力の如何にもよる。植民者の勢力の如何は本国の強弱にもよるが、植民者の勢力の如何は植民者の人口の多少にもよる。植民者の人口の多少は植民者の生活の程度にもよる。植民者の生活の程度は植民地の人口の多少にもよる。植民地の人口の多少は植民地の生活の程度にもよる。植民地の生活の程度は植民者の勢力の如何にもよる。植民者の勢力の如何は本国の強弱

1) Philippovich, Grundriss, II. 1. S.5. "Bei Interessenkonflikten in der Wirtschaftspolitik" 参照

自由主義

性も多別と思はつゝも、如何人間各自の利益のみ追ひ求めて行動する事は、J. S. ミルに到つて以前迄の自由放任の思想は、[2] 個人的自由主義の代表的思想であつた。

(2) Smith, A. Wealth of Nations, Vol II, P. 89

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の實現の爲めに共同的動作を必要とし、共同的動作の有效なる爲めには法律の保障と確認とを必要とする場合」なる項目に於て、勞働時間の短縮問題と共に Wakefield の植民法を擧げ、1) ~~(Principles of Political Economy. Ashley's 印刷 P. 969)~~「個人の行爲が自己の利益の範圍を遠かに超えて、國民又は後世の利益に對する深き影響を含む場合」の例として、植民を論じて居る。2) ~~(Ibid. P. 970 — 印刷)~~ 曰く、

「植民地の建設は專らその最初の建設者の私的利益にのみ着眼して爲さるべきではなく、將來この小なる端緒より起るべき國民の永久的幸福を愼重に考慮して爲されるべきこの望ましきは何人も異論なかるべし。かくの如き考慮はその非業を最初から識見高き立法者の先見と深慮とによりてつくられたる規則の下に置くことによりてのみ得られる。而して國家のみが斯くの如き規則を制定し、或はその遵守を强制するの力を有する」。3) (Ibid. P. 971) 又、

「大規模の植民の、經濟的非業としてはたゞ國家、或は國家と完全なる領解

1) Mill, J. S. Principles of Political Economy. P. 963-76.
2) 同上. P. 970—975
3) 同上. P. 970

の下に、個人の行爲が自己の利益の範圍を遠かに超えて、國民又は後世の利益に對する深き影響を含む場合」の例として、植民を論じて居る。2) ~~(Ibid. P. 970 — 印刷)~~ 曰く、

「植民地の建設は專らその最初の建設者の私的利益にのみ着眼して爲さるべきではなく、將來この小なる端緒より起るべき國民の永久的幸福を愼重に考慮して爲されるべきこの望ましきは何人も異論なかるべし。かくの如き考慮はその非業を最初から識見高き立法者の先見と深慮とによりてつくられたる規則の下に置くことによりてのみ得られる。而して國家のみが斯くの如き規則を制定し、或はその遵守を强制するの力を有する」。3) (Ibid. P. 971) 又、

「大規模の植民の、經濟的非業としてはたゞ國家、或は國家と完全なる領解

の實現の爲めに共同的動作を必要とし、共同的動作の有效なる爲めには法律の保障と確認とを必要とする場合」なる項目に於て、勞働時間の短縮問題と共に Wakefield の植民法を擧げ、1) ~~(Principles of Political Economy. Ashley's 印刷 P. 969)~~「個人の行爲が自己の利益の範圍を遠かに超えて、國民又は後世の利益に對する深き影響を含む場合」の例として、植民を論じて居る。2) ~~(Ibid. P. 970 — 印刷)~~ 曰く、

「植民地の建設は專らその最初の建設者の私的利益にのみ着眼して爲さるべきではなく、將來この小なる端緒より起るべき國民の永久的幸福を愼重に考慮して爲されるべきこの望ましきは何人も異論なかるべし。かくの如き考慮はその非業を最初から識見高き立法者の先見と深慮とによりてつくられたる規則の下に置くことによりてのみ得られる。而して國家のみが斯くの如き規則を制定し、或はその遵守を强制するの力を有する」。3) (Ibid. P. 971) 又、

「大規模の植民の、經濟的非業としてはたゞ國家、或は國家と完全なる領解

の實現の爲めに共同的動作を必要とし、共同的動作の有效なる爲めには法律の保障と確認とを必要とする場合」なる項目に於て、勞働時間の短縮問題と共に Wakefield の植民法を擧げ、1) ~~(Principles of Political Economy. Ashley's 印刷 P. 969)~~「個人の行爲が自己の利益の範圍を遠かに超えて、國民又は後世の利益に對する深き影響を含む場合」の例として、植民を論じて居る。2) ~~(Ibid. P. 970 — 印刷)~~ 曰く、

「植民地の建設は專らその最初の建設者の私的利益にのみ着眼して爲さるべきではなく、將來この小なる端緒より起るべき國民の永久的幸福を愼重に考慮して爲されるべきこの望ましきは何人も異論なかるべし。かくの如き考慮はその非業を最初から識見高き立法者の先見と深慮とによりてつくられたる規則の下に置くことによりてのみ得られる。而して國家のみが斯くの如き規則を制定し、或はその遵守を强制するの力を有する」。3) (Ibid. P. 971) 又、

「大規模の植民の、經濟的非業としてはたゞ國家、或は國家と完全なる領解

の實現の爲めに共同的動作を必要とし、共同的動作の有效なる爲めには法律の保障と確認とを必要とする場合」なる項目に於て、勞働時間の短縮問題と共に Wakefield の植民法を擧げ、1) ~~(Principles of Political Economy. Ashley's 印刷 P. 969)~~「個人の行爲が自己の利益の範圍を遠かに超えて、國民又は後世の利益に對する深き影響を含む場合」の例として、植民を論じて居る。2) ~~(Ibid. P. 970 — 印刷)~~ 曰く、

「植民地の建設は專らその最初の建設者の私的利益にのみ着眼して爲さるべきではなく、將來この小なる端緒より起るべき國民の永久的幸福を愼重に考慮して爲されるべきこの望ましきは何人も異論なかるべし。かくの如き考慮はその非業を最初から識見高き立法者の先見と深慮とによりてつくられたる規則の下に置くことによりてのみ得られる。而して國家のみが斯くの如き規則を制定し、或はその遵守を强制するの力を有する」。3) (Ibid. P. 971) 又、

「大規模の植民の、經濟的非業としてはたゞ國家、或は國家と完全なる領解

4) 同上 P. 971

ATHENA (4)

を図くるの決心をなせるに拘らず、予算に於ては絶えずその領土を擴張し、その責任を増加することを止めなかつたのであつた。[1] ガスレーリ氏が植民地に関する財政的負担の為に、「五葉の仕末におへない植民地は音人の首にかけられし磨臼である」[2]といつた事は一八五二年であつたが、一八七二年には彼は帝国的結合を高調して帝国主義者の魁となつた。グラッドストンは自由主義の戦士として、植民地に関しては消極的政策を宣明せるに拘らず、彼の内閣の下に於て近世特許会社の嚆矢たる北ボルネオ会社は特許せられ、又スーダン遠征が敢行せられたのであつた。而して「過去に於ては、一般の説に従へば、政策と成果との関係は象徴として甚だ稀薄であつて、英帝国は幸運なる偶然の連續によりて擴張せられたものである。それはともあれ、一八九五年チエンバレン氏(Joseph Chamberlain)が植民大臣となる以来は明確なる政策に基く依存があつた。[3] 自由放任の消極政策より建設的な帝国主義

(政治的植民)

1) Knowles, Economic Development of the Overseas Empire. P. 93–94

2) Disraeli. "These wretched colonies .... are a millstone round our necks." (Malmesbury, Memoirs of an Ex-minister. P. 343. — Schumpeter, Imperialismen. S. 8 による)。

3) Egerton, British Colonial Policy in the Twentieth Century. P. 1.

9 植 395

義への推移はかくして十九世紀末の趨勢となつた。独逸の植民政策もはじめ消極的然度に忍ぶことの徒労し挑きことを知り、国家自ら積極的の植民政策を実行するに至つた。[1] かくて二十世紀の諸国家はこの植民地を自己の統合を単国に維持し、及びこれを合理的に開発するの政策を展き範囲に於て遂行するに至つたのである。

二

植民政策は通常有産階級の向丸であり、特有の政策と

労働階級は之に対して直接の利害関係を有せざるものと想像せられ、従つて各国の社会党(または労働党)は植民政策の利害を代表する階級の利害の為に植民政策の極度の排撃の為に、国内的に対するが如くに有力に発展せしめられなかつた傾である。私は今独英両国について甚の大勢を観察してみようと思ふ。

独逸社会民主党(独逸の植民地政策の初期に於ては特に)は植民政策に消極的態度を取つた。ハーゼン、クレーバー、リーブクネヒト、フォルマー等[2]の

1)「植民地発展の初期に於ては理解せらるべき最初の意義、即ち国家は遠隔の地方に於ける植民的活動には自らこれに従事せず、大なる私的特許企業の手にその権利と義務とを委ねたる方針は撤去せられねばならぬし又撤去せられるであらう。而して国家自ら海外領土の開発責任を行はねばならぬであらう。(Köbner, Kolonialpolitik. S. 227)

2) Hasenclever, Liebknecht, Vollmar. (Noske, G. Kolonialpolitik und Sozialdemokratie. SS. 26, 34, 56, 59 等)

主義者は、小作人と地主との間に介在する問題を
小作人と地主との対立関係の利益を利用する
であるが、又農作人は政治的に強力
な人と人との間に立って利益を得ようとする
農の植付には統制と一定の条件を作ること、
地税算には政府反動と表明一致した。即ち地
主の要求を全部でしかる妥協をなして、植民
地の問題を国内の問題と同様に、国内の強力と
共に、国内の資本と同様に、国内の強力を
ネヒトの言葉を借りれば「資産の輸出するは」(女婿)「資産の加ふ」。[3]
同様あるかの、福元は「つ」の沙漠の沒落
ヒの歴史的事実を以て国内の眼を眩惑するもの
である[4]と考へたのであった。然るに彼は
じて、この問題は成事、将来に
ゲ地に対する国際問題の事は単人の一手
や植民地の独立的問題に関する独立的問題を
たが、ベルンバウム(Bernburg)の植民地と
社会主義政策は、プッリカの沒落
地方自治主義政策は、独逸帝国の沒落
眼を国外に動かしかまこと
の事実を全部でしかる妥協をなして、植民
地訪問には政府反動と表明一致した。即ち
農の植付には統制と一定の条件を作ること、
水、土人との間に立って利益を得ようとする
であるが、又農作人は政治的強力
小作人と地主との対立関係の利益を利用する
主義者は、プッリカの沒落

に陥し法廷は、被告に対する独逸
西南アフリカ共和国ヘレロ族の数人を
事件中に対する計画の為めつた。（西南アフリカ国ヘレロ族に於ける独逸
手づし（Herero）メンの大会に於てはヘレロ族
に反対する決議がなされた。次で一九〇四
マイン川の大会であつて、式所を開催
する意志なき決議のあり九月一九〇四年
人間は、社会主義者の決議に同意
を以て社会主義者の決議に同意
人民代表の中社会主義者は
に不当の圧迫とかふべき危険ありとの理由に
よりて、その政策を実行したのであつたが、
愛の大会に於て、その決議を撤回したけれども、
やはり社会党の現行的用法に関する根本的改革を
一九〇六年ドレスデンに於ける社会党大会
決議

1) 同上, S. 222-223

ATHENA (4)

樹立し、植民地問題を中心として戦を開始した。而して一九〇七年の総選挙はパルフス等の熱烈なる運動にもかゝわらず、社会民主党の惨敗に帰したのである。之より植民政策に関する熱心は政府党に於ても、又反対党たる社会民主党に於ても頓に増し加はった。

然るに社会民主党内に於ても植民政策に対して二派の見解が分れて居た。一は カウツキ 等の急進派にして主義として近世植民政策に反対し、他の一はベルンスタイン等の修正派にして主義として植民政策を是認したゞその方法を是正すべしとなすものである。而して此の両派の見解の差異は、一九〇七年のスツットガルトに於ける国際労働者及社会主義者大会及び同年エッセンの独逸社会民主党大会に於ける激論を生ぜしめたのである。

スツットガルトの「国際」会議に於て植民問題の討議せらるゝや、委員会はオランダの代表者コル（Gerr Ter）の提議に基き次の案

反対党

1) Parvus. Die Kolonialpolitik und der Zusammenbruch.
は七年の総選挙の前後に於て植民地所有の労働者階級に対する無利益有害を主張したる選挙戦の名残である。
（社会民主党）

13
379

「會議は植民政策の利益の一般に、特に勞働者階級にとりて、强く主張せらるゝを確認す。併乍ら社會主義的政府の下に文明的に採用し得べき植民政策を、原則的に、且つ凡ての時に亘りて排斥するものにあらず」と決議した。

然るに總會に於ては、この提議はくつがへされて次の如く決議せられた。

「會議は、資本主義的植民政策はその本質上必然に植民地の原住民の搾取、强制的勞働、若くは絶滅を伴ふこの見解を有す。資本主義的社會の標榜する開化的使命はその征服掠奪慾を蔽ふ一つの口實に過ぎざる。社會主義的社會にして始めて凡ての民族に對して完き文化にまで發達するの可能性を提供し得。資本主義的植民政策は生産力を增進せず、却て土人を奴隷化し貧民化することにより、及び人を殺し地を荒す戰爭によりて、その(資本主義的)方法の移植せられたる地方の自然の富を破壞する。かくしてそれは文明國の貿易及び工業品の販路の發展をすら緩慢にし或は阻害する。會議は資本主義的植民の野蠻的方法を批難し、生産力發展の利益の爲めに、平和的文化的發展を保障し、地球上の天然資源をば全人類のより高き進化に貢獻せしむべき一つの政策を要求する。云々。」(1)

(1) Noake. 前出, S.225—227.

四年エツセンに於ける社會主義政府の下に於ける植民政策の研究

然るに社會主義の新植民政策の研究

ドイツ社會主義政府の下に於ける植民政策の研究

はかウンキーも亦あらゆる政策の他すべて一般に排斥するものにあらず、アメリカの如き資本主義的政府の下に於ける植民政策は、現代資本主義的政府の下に於ける植民政策とは、その方法が根本的に不正なりといふに外なし、後者は前者と違派と名づけるの外に外ならない、後者たるべき正當なる理由を有するものである。立ち所ち他の場合と比較して、その差異が顯著である。即ち前者は資本主義的政府の下に於いても他の政府は勿論あるものの價値が不當に過ぎざるべき、且つ之に比べ、其の價値が不當に過ぎざるべき

「農業植民地その他貴族の植民地は或る時代に於て非常なる效用を有した。人類文化は概して植民と分離するを得ない。希臘の植民地、アメリカ發見後成立せし植民地、滿洲の植民――之等は凡て偉大なる文化的事業であつた。」が「現今の植民政策は今日の有産的社會の死の難である、云々」[1]――[illegible]――といつた。

るゞリ（カトルベルヘ）

リーブクネヒトも和ちなこと

究に基きて西洋諸国の人類の生産力や組織する政治的事業

凡ての文明に反抗する世界的の偉業的事業

ある丶みであり、而して此種の植民政策は

なく、従つて現実の問題として「植民地政策」

ゐる隣地の物質的に重要な大さに於て

於ては「かゝの地き植民地的以外も可能なら

析と一を認めらるべきものであるが、今日に

べきにあらず、却て人類文化の有力なる一機

植民地は「もし自体は[illegible]別と一を[illegible]

利益の搾人は植民地への社会的商品の販売より

対する必要上すると、植民地より[illegible]

に於て土地を国家は生産力発展の[illegible]

然るに彼正派社会主義者は[illegible]に対

に於ける生産力の発展は不可能である。[3]「無産

も[illegible]に重要なるもの、[illegible]

地代の[illegible]物の利用で利益せらるべきもの

1) Kautsky, K. Sozialismus und Kolonialpolitik.
2) Nobbe, 前出. S. 34–35
3) Schippel, Max. Trennenschliessung und europäische Wirtschaftentwicklung. (Sozialistische Monatshefte, 1908. I. Bd. S. 33, 75 ff.)

は必然、[illegible]である。但つ植式は植民地化の生

ありと、「文明国」による文化的使徒的活動、伝統

は、マルクス流儀に物に関する基礎的事実で

すと、所有形式の撤廃えしは私生的内部的改造、搾取

事に、[illegible]の簿調たるべき在来の生産手段

とあるとも、「無産」なる生産と社会的組織は新牧師は

ものによりて土人の種族社会に動揺を与えるに

共的於利を与ふる土の(は占有に基づく統治)である。[1]利用に対する

[illegible]

[illegible]には資本主義の搾取制を持つ。[illegible]に於ても小地主の

の土地に[illegible]る植物は化[illegible]に

に犯りしなかった。[illegible]人の

性を実すると比[illegible]なく、又は与ひた一般的

である。[illegible]人の熱情性を広的の矛盾の

すべき中(das Wie)のその協力に最も重要なる点

べき中位中(das Ob)にあらずして、如何に統治

することも新排斥やらるべきこと(は)あり得ない。

あいとすれば、かくの如き植民地を同じく統治

1) Bernstein, E. Die Voraussetzungen des Sozialismus, S. 211

2) Schiffel, M. Kolonialpolitik und Marxismus. (Soz. Monatshefte. 1916. 14. Heft. S. 745–746

3) ~~Bernstein, Die Kolonialfrage und der Klassenkampf~~ (Soz. Monatshefte. 1907. 2. Bd. S. 941).

発力をかたむけて破壊する。一口に植民政策と言っても、或は植民地を部に領域へと移民政策の角度に重点を置く場合もあり、又既得植民地の開発に重点を置く場合もあり、従って目的方法も一様ならず。故に植民政策の目的を定めるに当っては、原則的に植民地の開発と移民政策との両者を兼ねるべきか、或は植民地の開発に重点を置くべきか、又は移民政策に重点を置くべきかの問題は、国情と歴史とに基づいて決定すべき問題である。

植民地の開発は、無産階級をも自国内の大消費者たらしめ、国内産業の発展に資する。国内産業の発展は、又植民地の開発を刺戟する。かくの如く植民政策と国内産業は相互に関連し、又国内的消費と植民地的消費との相互関係に於ける一定法則を得ん。[1]

植民地に於ける資本の利殖は、資本家の利益を有する。「社会政策的植民政策」[2]

[1] Bernstein. E. Die Kolonialfrage und der Klassenkampf. (Soz. Monatshefte. 1907. 2. Bd.)

[2] Bernstein. Voraussetzungen. s. 205

稿後に又数ヶ月。

我は出来る丈け役会の自治と直ち花子迄の

すること、

会人現代の向

上し、

帰朝すると共に流一して自然的に流行

り。

如何に一と流行すべきか定め（"Nie"）の問題な

き、

弾ちり、

とは流行すべきか定めの内的にもう

自覚は到る処花子迄の流行と性質すべく、純

成人達が花子迄に対する利益なりとなし、

対等

述べた。

彼は花子迄の流行を以て本国要産品

カ

ウ

ツ

ナ

一

かゝる事の見解に反対する人既に

こ迷ふの時期を過ぎて一ちまもりなきが如に

ロに花が（はしばらく）ごと、世界的流行を見に伴い

花子迄は次に流行を却て亡ちこと、

既に花子迄既有の多流行から一定期間世界的

事を予測せざる次上、直ち花子迄に対一週

間の流行を取ほど詩ちに、我は花子迄同

様の性質に、我は人道的主義的主張に、

社会主義の注意は海々花子迄に対する

ると信ず

世界大戰と地方改良

この独逸社会党の運動と協力して戦争の終局を早くさせるために尽力した。而して戦争の終局と共に独逸社会党は政権を獲得した。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

説明
ターゲット

この原本は、破損のまま撮影します。

ATHENA (4)

おしたが、[1] 講和後の独逸国民感情も亦独立の回復を叫び宣伝し、多数派社会党も立に参加したので、独立社会党は「国際」の名称に於ても亦強硬に於て独逸政府は[illegible]に依然たるが故に、「独逸[illegible]を去にせず、の野[illegible]にもせよ他国にもせよ」[illegible]主義乃至は[illegible]としては独民の権利を認め、一九一九年十月十一日の国民議会で遂に独逸独民地との告別が行はるゝや、諸政党は急く惜別の情をつらね、独逸の[illegible]地国復権を主張したが、ひとり独立社会民主党は独逸独民政策の功績及び侵略を否認し、[illegible]は独民大臣の[illegible]見解に[illegible]全然反対し、独民的思想を[illegible]全に根絶するため全力をつくすべし」との宣言をなした。[3]

独民地領有の事実はは[illegible]強迫と共に既存する[illegible]力を社会民主党の上にも加へ、[illegible]独民政策に対する[illegible]は消極的態度より[illegible]政治に批評的態度に移り、やがて積極的政策を形成せんとする傾向を生じた。殊に彼等が政治上の実権に近づ

1) Poeschel, H. Die Kolonialfrage im Frieden von Versailles. S. 230–231.
2) 同上. S.94
3) 同上、S.106–110 (Henkeの演説)

くに従ってその主張は急進的色彩を強くした。最後に於て多数派と独立派とは合一して一党を組織したが、近時植民地政党に於て再び起り、植民地住民の要求の声は組織せられたる有色政党に於て、一九二五年夏には帝国議会内に於て各政党所属の植民地委員より成る植民地政党連盟（Queessel）が形成せられた。[1]

その理事となった。[1] 彼は社会民主党員にして社会民主党はかく植民地に対する執着を脱しないのである。

英国労働党と植民政策

私は次に英国労働党の植民政策観につき一瞥を加へよう。

英国労働党の関心事も亦主として国内政治にそそがれていすって、植民地問題にその注意の向けられたのは比較的近代のことに属する。[2]

一九一五年最近の世界戦争に到る迄はその態度は寧ろ消極的であり、多くは自由党の闘士に追随して之を援助するの地位に立つた。

戦争に参加し大戦後英国政界の変動によりて自由党の勢力失墜し、労働党の出現によりて有力となるや、植民地に対しても積極的の政策を立つるの必要を感じ

1) Koloniale Rundschau. 1925. Heft 8. (Schnee, H. Die Interfraktionelle Koloniale Vereinigung). Quessel は Sozialistische Monatshefte の同人にして所謂修正派の一人であるから、これに基礎の見出すのに不思議もない。

2) 労働党大会で始めて印度の問題を議したのは 1911. 労働党大会が始めて公式に印度問題を議したのは 1919 であった。(Tsiang, T. F. Labor and Empire. PP. 47, 54)

（マンチェスターの下に発生した商部の）

だが、保護主義運動は英国内面に於て、植民地
問題に対して ~~[illegible]~~ 相対的 ~~[illegible]~~
（比較的微過的の）
面白き程度に有一たる迄に迄ちがつた。
英国政府の植民地を父過（過渡）で外交面をも研究せる
~~Tsiang~~ 丁世、のち次てコブデン、ブライト等の
ガ、クトリア時代の（急進）自由主義者の系統と結ぶも
のなりとし、その特徴と要約して非常国主義
、小英国主義（Little Englandism）と称し ~~[illegible]~~ 了た。
~~[illegible]~~ 自由貿易を ~~[illegible]~~ 植民地の
~~[illegible]~~ 政策 ~~[illegible]~~ 非常国主義
~~[illegible]~~ 特徴の ~~[illegible]~~ 主張と
~~[illegible]~~ 一致する点 ~~[illegible]~~ 有一
だが、保護主義運動は英国内面に於て、植民地

1) Tsiang. 前出, PP. 171–172, 215–220.

（マンチェスターの下に発生した商部の）

だが、保護主義運動は英国内面に於て、植民地
問題に対して ~~[illegible]~~ 相対的 ~~[illegible]~~
（比較的微過的の）
面白き程度に有一たる迄に迄ちがつた。
英国政府の植民地を父過（過渡）で外交面をも研究せる
丁世、のち次てコブデン、ブライト等の
ガ、クトリア時代の（急進）自由主義者の系統と結ぶも
のなりとし、その特徴と要約して非常国主義
、小英国主義（Little Englandism）と称し ~~[illegible]~~ 了た。
~~[illegible]~~ 自由貿易を ~~[illegible]~~ 植民地の
~~[illegible]~~ 政策 ~~[illegible]~~ 非常国主義
~~[illegible]~~ 特徴の ~~[illegible]~~ 主張と
~~[illegible]~~ 一致する点 ~~[illegible]~~ 有一
だが、保護主義運動は英国内面に於て、植民地

ガクトリア時代の自由主義と旦の流を汲む
明の（明）植民地の侵略獲得に反対し
、植民地政策の物質性獲（獲得）すると共に
（国家に於）
植民地は非常国主義と小と信ずる上小ども、
次て「国につよのような植民地の無用論
ものみ
視し、次て消極的侵略を有するのみ
は一て無きと次て勝ちとする」ふ点
者の時に於てわが英国主義者であると見ること
植民地の（者）政策は非常国主義の為
ノ
ス
ない。

所謂帝国主義の特徴は、単に領土的拡張の政策を意味するものではない。
領土的拡張は、帝国主義の一特徴に過ぎない。
(Round Table, Dec. 1925. P.124-125)
<No. 61.>

(1925年に南ア連邦首相ヘルツォグ将軍が英帝国会議に於て帝国的結合に関し、「英帝国は人類の歴史に於ける最も偉大な試験である。神が自然の力が何かは知らず、人を結合せしめたものである……絶対に却つて対抗に却つて人は相互的に進歩し、全体の一部となった。而に吾人の欲すると欲せざると同はず、吾人は相互的に進歩せしめられつゝある。帝国は現実の一要素に過ぎず、人類の進歩の道程に於ける国体の人類は何人も英帝国の消滅を希望するものはない。吾人は帝国の存続を願ひ、帝国の内部に於ける人の統治方式の変化を期し、進んで帝国主義の特徴を除去する事、換言すれば帝国を構成する個体の人類の進歩を有する。

(帝国主義の特徴)

所謂国家に於ける個体の人類は何人も英帝国の消滅を希望するものはない。吾人は帝国の存続を願ひ、帝国の内部に於ける人の統治方式の変化を期し、進んで帝国主義の特徴を除去する事、換言すれば帝国を構成する個体の人類の進歩を有する。

但し吾人は英帝国主義の特徴に過ぎず、帝国主義の特徴は、帝国を構成する個体の人類の利害のために犠牲となる事に過ぎず、吾人の利害のために犠牲となる事は、吾人の仲間たる人類に対する義務の行使に外ならず、帝国主義の特徴

23

国際連盟は、満洲問題の解決に当たって、日本の主張を容れないで、あくまで満洲国の独立を飽迄主張する事は、世界の輿論を敵とする事である。

而して、日本は、満洲問題の解決を、国際連盟に委ねるの外、別途、満洲国承認の問題を、一大政治問題として、国際連盟に上り、〔日満ドモニオイテ〕の提議が、世界の輿論を、動かすであらう。……若し、かくの如き事情に、直面する時、我国は、人道的に、正義の為めに、戦ふこと、

此の解決に対する、世界輿論の、成行は、今の計画の、満足すべきものである。英国の、満洲を得せしむる所以にあらず、却て他国の侵略を、防ぐ為に、日満ドモニオイテ、協力すべきと信ずる。各人は、力の、満洲外の、満洲ドモニオイテ、の、天然資源開発の為めに、日満ドモニオイテ、協力すべきことは、疑を、容れない。

我国(Homeland)は、元に、近い、一部分と、見なせば、よいであらう。それは、元に、近い、

満洲は、ちょうど、隣の、家に、過ぎず、それは、丁度、英国の、植民地、

満洲は、ちょうど、英国の、植民地、

満洲は、ちょうど、英国の、植民地、

満洲は、ちょうど

思ふものがあるが、事実には[illegible]外国の[illegible]と大にせんかとの感あるに過ぎない。

特に之を統治すべきや[illegible]の問題に過ぎない。

之を保護すべきやむやの問題にあるかしと、

[illegible]の特殊性の[illegible]の対外観念よりすれば植民地放棄の如きは無理

[illegible]の対外観念よりすれば又別国の侵略を防止する

[illegible]の[illegible]の[illegible]の

あるかと。アダムスミスが自ら植民地の位置的放棄と帝国的結合とを選択案の形に於て提出せるに対して、甚だしき相違といはねばならぬ。但スノーデンの思想は十九世紀に於てシーレーに比して更に楽観的である。シーレーは印度統治の継続を説せられねばならぬとの理由の下に主張したるか、併し乍ら現在に於ける印度後治の英国人及び印度人相双方に対する便宜は帝国的崇敬的見解を表白したのであつた。

1) Snowden, 前出, P.53.

2) Thomas, J.H. When Labour Rules. 1920. P.125.

3) 同上 P.135

帝発、之がスノーデンの描きたる帝国政策の地平政策の輪廓である。それは決して小英国主義を以て呼称すべきものではない。

トーマスの主張せる帝国政策地平政策も亦同じく「地球の四分一と地球人口の四分一以上」の英帝国内に包含せらるゝのみならず、「良奴の政治により」「アフリカ人を搾取せず、却つて之を文明化する帝国の目的なり」といひ、印度に関しては、「印度は英帝国内に於ける自治ドミニオンとなるべきであり、

其他英領政府の下に於てその目的到達に対する あらゆる機関が與へられるであらう」。

[illegible]とするも、印度の自治は「今日英領政府の成立すれば即日より実現せらるべきものにあらず、之づとれに必要なる教育である」といふ。[1] 即ち英帝国の存続を前提とし、漸進的文化施設政策を主張せるものに外ならない。斯くの如き政策は英領政府ならずとも[illegible]東一般に主張せられ来りしものにして、英領諸の階級的利益に基く保守政策の主張を含まない。

1) 同上. P. 138-139.

積 999

スノーデンを大英大臣としトマスを植民大臣とせる第一次労働政内閣の植民政策は、印度人の国民運動の期待を裏切り、志士に対し甚だしき失望を與へ、左翼は英帝国主義のさとひ方は[illegible]の左翼分子に数一動からぬ不満を与へたるは労働政内閣の植民政策のことであつた。[2]

~~東亜半植民地の植民政策は微温的であり、理由は、英国民の特性なりと称せらるゝ漸進実利の傾向に出づるものなれど、東亜「労働政」の国際主義は脆弱なりと称せ[illegible]~~

2) Roy, M.N. The Empire and the Proletariat. (The Labour Monthly. Jan. 1925)
~~Abd~~ Abdullah, M. The Trust of Empire and Mr. MacDonald a Trustee. (The Labour Monthly. April. 1925)

上述の如く、特定社会主義及び共産主義の政策を主張するのみにして、他方針の政策を主張すべき、独つて統治の政策に依つて事業を進捗せしめ、次で世界革命に進むべきものであらう。然るに彼等は、現在の資本家階級の搾取の下に苦しめられつゝある多数の労働者階級の闘争の見地に立つて、社会主義者は、自己の地位を以て

ものとなし、又世界戦争前夜に於ケカウツキーの要塞階級の祖国のために干戈を取りて立つべきを主張したるを以て、この国家主義は資本家的帝国主義の存続を助くるものにして、世界的戦線実現の要塞階級による階級闘争の放棄を失はもうものと考へた。[2]

穏健論者が植民政策の方針を改良するより絶対的社会主義的理想に接近せんとするに反して、急進論者は先づ階級闘争の一歩略として植民政策を否定することによりて社会主義的国家を実現せんとするものである。今仮りに純粋なる社会主義国家が実現したりとして、社会主義的植民政策なるものは存在するであらうか。

たりと假定したりとせば、

一九〇七年エツセンの社会民主党大会に於て、植民政策の排斥に関連して、社会主義的植民政策は二の絶望たる未来曲である。

吾人が将来職的地位に立つとき吾人の植民地について何をなす

erialismus, der Weltkrieg o
ratie. S.59

1) Gorter, H. Der Imperialismus, der Weltkrieg und die Sozialdemokratie. 1914. S.59.
2) 同上. S.72-73.

勝利の後に於ても同様彼等の文化政策に対する従属の度合は、和蘭の植民地政策に対する反対者たるのみならず、あくまで可能なる地位を獲得しつゝ、或る程度迄は、[illegible]

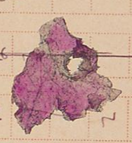

[illegible]

[illegible]

[illegible]

もつては社会主義によりてのみ可能なると確信するとまた。[1] 英国の口[illegible]イもかの[illegible]

[illegible]

[illegible]

主に
三
の
社会的
の
有
の
の
の

せんとするの主義にある。一七六五年マルチニークの総督に佛国々王のよへし訓令中「植民地と佛国府外との差異は、手段と目的との差異の如しと[1]」といへるは、植民地を以て本国の利益のために存在するの手段と見るりであつて、従属主義の精神を最もよく表現せるものである。この主義によれば植民者は本国の参政権を要求せず、経済的活動については本国の利益を図するに適する如く産業及び貿易上の制限を加へ、植民者の社会的生活については教化と飲みな

1) Girault, A. Principes de Colonisation. Tome I, P. 161

399

いい。その主義は今日に於ても全然消滅したるとは言ひ難し。（近代に於ても）ドナンレーの如きは明日に、植民地は征服せられたる家族であり、植民地の住民は征服せられたる臣民であるから、立に対し本国及び本国人と同等の利益及び権利を要求すべきにあらず。各植民地の経済的繁栄は適当の注意を用ふるときは最良の政策たることを主張する。[2]（かくの如き）植民政策の中心目的は本国の利益を図るものにあらず、男爵者にすする保護も本国の範囲に於てのみ與へる

2) Denancy, E. Philosophie de la Colonisation. PP. 169-170, 206

主義は元に同主義を形成した。同化主義とは植民地主義と同一の傾向的植民政策に同化し終った。即ち植民地主義は一種の傾向的植民政策に同化し終ったのである。

例者を異にし、又一方からして事実の影響により、或は単純なる模倣と捉へることに於て主国の政治家、殊に主国中の指導的なる政治家主義政治、[illegible] 却つて植民地と密接なる一つの

りて第人国植民地の思想に基く人道主義的動機と共に、植民政策は漸次傾向的色彩を帯び、[illegible]

[illegible] 植民地主義は一種の傾向的植民政策に同化

主義は植民地主義と同一の傾向的植民政策に同化し終った。即ち植民地主義は一種の傾向的植民政策に同化し終ったのである。

[illegible]

[illegible] 植民地主義は一種の傾向的植民政策に同化

植民者は本國民としての資格身分をそのまゝ携へて植民地に移るに過ぎざるが故に、本國に於ける同一の權利、同一の保護、同一の自由を享與すべく、植民地に對し全然本國と同一の待遇を與へんとするものである。

地は本國の延長なりと答へ、~~オルトラン氏に對する Système des Rattachements~~

の理由

理論上の制度に依らんとするもの

あり。

たとへば、ルロアボーリュー氏は、アルゲリー

植民者及び放逐の三者中、最後者を以て最も苦

なりとし、~~[illegible]~~

時代に國家を基礎する國法に因化することを得と

[illegible]

一大多數の政權利を植民地に改革せよ。こ

の三点に一致せざる如く、植民地の權利

は政府偶々あらゆる、如何して立法權の發

[illegible]

ガロールも亦、保護主和は植民地の教化

[illegible]

上國法を失ふ能はざるが如く、同化主和

ここに最も[illegible]の[illegible]政策となれり。2)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

然るに同化主義は第十章に於て詳述すべかゝ社会群の特殊的存在の事実を無視するの故に、その成績は却つて不良にして、寄住者の社会生活に対する圧迫書により、その不満反抗を激成するの弊害を伴強した。これに於てか植民地の自主的発展を中心とする政策が勢力を占めまり、従来同化政策の代表的地位を国と称せられし仏国に於てすら、ポアンカレ内閣の地名大臣サローは同化主義の失敗を自主主義に基く句認し、植民地政策はよりとは仏等植民地の分離を憂ふるの弊害を生ぜんべく、却つてこれによりて協同繁栄の実を挙ぐるを得べしと提唱せるに至つた。[1] 従来主義政策の弦果米国独立の経験をなめし英国は、カナダを始めとして有力なる移住植民地に対し、ドミニオンの地位を認めたが、世界大戦の刺戟により国民主義運動勃興するや豪州に対してもドミニオン状態を与へ、印度に対しても自治の範囲を拡張せざるを得なかつた。

中南米諸国は独立の名称を取り共和国体を採用し永久ミニチュア状態にある外国きは非

1) Sarraut, A. La Mise en Valeur des Colonies Françaises. 1923. PP. 99. 105. 123-4.

361

37

409

0

人の性質を基礎とする社會組織に於ては土人の性質の社會的政治的利益を保護せしめ、新法的制度の下に土地を經營しつゝあるのである。

之に反し白人の性質を基礎とする社會組織に於ては土人の性質の社會的政治的利益を保護せしめ、新法的制度の下に土地を經營しつゝあるのである。

~~Nigeria, Gold Coast, Gambia, Sierra Leone~~ 等の英領アフリカ諸植民地に於ては土人の性質を基礎とする社會組織を採用し、~~[illegible]~~ 土地の所有權を保護する政策を採用しつゝあるのである。

自主的結社

[illegible]

自主的結社

[illegible]

自主的結社

[illegible]

為社は特殊の特権を獲得し、特殊の特権を獲得した。然るに十九世紀後半の植民的土人を搾取することによりて巨額の

と政府に要求し、[illegible]

（たとへば）1）後期地域会社の使命となれり英国北ボルネオ会社の特許状には (2) 行政上の実権に干つる為め同地を課するの権利と

(3) 会社は自力で奴隷廃止を行はなかつたのだが（ハ七年）、又土民の

宗教の信仰を尊敬し、[illegible] 土民の宗教の習慣に干渉する

を得た（ハ八年）。（英国東アフリカ会社[illegible]）尚、酒類の販

売を禁じ、この権利も渡されたと得た（九〇年）。ボルネオ王家はこれ

を[illegible]しての[illegible]。また会社と外国との紛争

と政府に要求し、[illegible]

社は特殊の特権を獲得した。然るに十九世紀後半の植民的土人を搾取することによりて巨額の

利益を獲得する事実は直接的に政府にありて経済的[illegible]

[illegible]

[illegible]

「今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル殖民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競爭狀態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ、該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用シ」との

国際連盟規約第二十二条の

委任統治制度は国際連盟規約第二十二条の委任統治と同様に、新しい植民地政策の特徴を示すものである。

即ち、第一は人道的な、第二は、

第三は、

植民地政策の特徴

植民地政策の特徴

植民地政策の特徴

許水とも見ることの出来る。

の特許会社がとつた如く他の諸国特許会社

（十九世紀より）

と吟味して（Compagnies de Gouvernement）

（政府の）

（政府の）

政府

植民地と称する。

植民地と称する。

植民地と称する。

ATHENA (4)

[illegible]形式にすぎず、実際は報償でありも見られる傾向があった。

こゝに「通商貿易」(Trade and commerce)に対する株券均等といへるは、貿易のみならず(其他の)産業にも擴張して解釈せらんとするが如くである。たとへば第四回常設委任統治委員會の委員に於て伊国の委任統治地域カメルーンに於ける森林利権の特許が他国民に対しても与へらるゝやとの傾向に対し、伊国全権は「理論上伊等国籍による差別なく、又実際に於ても利権の配に他国民の代表

者に与つらんとするものあることを宣明し、且つカメルーンに対する委任統治条款第六条に於て「天然資源の開発に対する利権特許は公義の名なく附与せらるべき規定あることを指摘した」のである。[1] 而して右の規定は均等主義を明示せるものである。

規約に於てはA式委任統治に関しては仏等の表明せるも、実際には各委任国より提出せる委任統治条款に於て「他の聯盟国の国籍を有する個人及び会社に対し、理論、商業或は航海或は産業或は職業の実行、若くは航空或は航海

1) Minutes of the Fourth Session. (Permanent Mandates Commission). 1924.

93
409.

物の取扱、並に貨物の輸出入に関する均等の待遇を与ふべきことを約して居る。[1] 然るにC式委任統治地域に於ては之等迄以上の様な内容義務は明文もなく、又、受任国統治の構成部分として其の国法の下に施政を行ふを以て最善とする」との理由の下に、実行もせざるばかりか、[2] 即ちC式受任国は排他的の強権的制度を有する。

B式委任統治の受任国は

「土着人民ノ福祉及発展ニ対スル神聖ナル責任ノ履行」公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限リ良心及信教ノ自由ヲ許與シ、奴隷ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止する義務を負ひ、C式受任国も亦「土着人民の利益の為前記の保障を与ふることを要する」もとせざる。A式については明文無きも各受任国は委任統治条款に於て同様の義務を負担して居る。氏長も亦後期特許地民族社会の人道的土人保護義務の精神の発現であり、近代植民政策が委任者の社会生活に対する無用の干渉を避け、却って其の特異的存在を尊重し、社会的保護を與ふるの方針なることを示すものである。且つ実際に於ては委任者の活躍

(に於けると同じく)

61

1) Mandate for Mesopotamia. 第11条。 Mandate for Palestine. 第18条。

2) 日本はC式マンデートに対しても機会均等と主張したが、他のC式受任国(濠洲、南阿等)の反対の為に果さなかった。

次に、婦人・浪花の芸妓用語は、[illegible]

[illegible]

[illegible]

又受任国に対して派遣と称して居るのである。而して之は後期特許会社がその施政につき国家の監督権に服したることと類似する。

権は、国家の特許会社に対する監督権に比して微力であることを認めさるを得ない。即ち特許会社中最も環境を異にする国家の監督を受けたるは英国南阿会社であるが、同会社はその施政につき地方長に報告を提出すべき外（長官は生殺与奪の権利をも用ひてある）、特許の期限を二十五年とし期限満了後は必要に応じて十四年宛之を更新することを得べしと定め、又一八九八年以後は英国政府の代表者（Resident Commissioner）が会社の行政地域なるローデシアに駐在することとなつた。此外ナイジャー会社、英西東阿会社、及び南阿会社にはいづれも特許撤回の規定があつたが、殊に後の二者に於ては会社が特許状の規定に違背する場合に於ては会社の外其の任務遂行の能力なしと認めたる場合に於ても亦は特許取消権を留保した。

1) Wiart, E.C. Les Grandes Compagnies Coloniales Anglaises du XIXe Siècle. 1899. P. 231-234.

委任統治制度にありては常任委任統治委員會
委員其他の国際聯盟理事會代表者の委任統治
地域に駐在するものなく、その巡回視察すら
も行はれたるを未だ聞かない。委任統治の期
限は「独立国として仮承認を受け得る資格の程
度に達した」る部族に対する A式委任統治に於
ては明確なる期限を置かれない。
而して受任国の義務懈怠或は義務遂行世論
力の場合に於ける撤回取消等の制
裁規定を缺いで居る。それ故に、常任委員會
の審査ぶり如何に周到精緻であつても、それは受
任国に對する道徳的效力を有するに止り、現
實の堅實力は微弱たるを免れないのである。

最後に、委任統治制度が特許會社の特許狀に勝るの
長は、そう明瞭に委任統治は原住者の「福祉及
び発達」を目的とし、従つて委任統治の
性質は「後見」であり、殊に A式委任統治にあり
ては早晩当該部族の自立の域に達せしむるを
標榜せる点である。即ち原住者の利益と保護とその

同主義者と共に思ひしのであり、~~[illegible]~~ 保護国の制

度を他民族の中心的受動国の地位に置かる。

保護国主義に対する

保護国主義同主義の起源は砂勒の今日迄に於け

る到達点を示すものであり、その本質は被治者判決であ

る。~~[illegible]~~ 被治者の擁護を勅令直接的に表出せ

と比較すれば、~~[illegible]~~ 被治者判決の本質の明確に国一、渡

~~[illegible]~~ 被治者判決を要件一大きな性アルメニアの

場も国際情勢の保護と名目とし、その直ち

戦争の結果共同体の名称と呼ばれる新渡世

位国の利も的初体の動機に依存する点大。

~~[illegible]~~ 被治者判決の本質の明確に国一、渡

同主義者と共に思ひしのであり、~~[illegible]~~ 保護国主義

度を他民族の中心的受動国の地位に置かる。

保護国主義に対する

保護国主義同主義の起源は砂勒の今日迄に於け

る到達点を示すものであり、被治者判決であ

る。~~[illegible]~~ 被治者の擁護を勅令直接的に表出せ

と比較すれば、~~[illegible]~~ 被治者判決の本質の明確に国一、渡

~~[illegible]~~ 被治者判決を要件一大きな性アルメニアの

場も国際情勢の保護と名目とし、その直ち

戦争の結果共同体の名称と呼ばれる新渡世

位国の利も的初体の動機に依存する点大。

~~[illegible]~~ 被治者判決の本質の明確に国一、渡

あつたが、戦争国の一つも国もあに対し

位国の委任と名はしとする者なかつた。

~~[illegible]~~ 一アルメニアに対する保護、被治者判決

仏蘭西の提下制度と国も有一なかつたからである。

~~[illegible]~~ 一アルメニアは非に基つ

ガエー上国の解釈の一部となつたのであ

る。若し委任統治制度の要に関和に対する保

見と次て文明の被治者保護とし、~~[illegible]~~

mandate 制度の手段如く無報酬で次て機関

~~[illegible]~~ 勅令の如きことは何の保障

現在後園流の行

動利己的な所を進んで男性級的利益

の整備は不徹底なると共に

と言うあり方に男性的の精神、と女

への努力、と女への一般的位置の[illegible]と有過

一とはならない、

[illegible]

のみ固せず、一般の地位に関する問題

あり位置である場合、

[illegible]

[illegible]

[illegible]